

# 積立定期預金

【平成28年11月30日現在】

1. 商品名	・積立定期預金
2. 販売対象	・制限はありません
3. 期間	・6ヵ月以上15年以下
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・満期日の3ヶ月前まで定期または数回にわたり自由に預入れができます ・100円以上 ・1円単位
5. 払戻方法	・満期日以後に一括してお支払いします
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	・固定金利 ・各預入時における預入日から満期日までの期間に応じた店頭表示利率（スーパー定期預金）、および「利息計算日」における利息計算日から満期日までの期間に応じた店頭表示（スーパー定期預金）の利率 ・満期日以後に一括して支払います ただし、契約期間が3年以上の場合、満期日の2年前応答日を利息計算日とし、預入日からの期間が1年以上の預入について利息計算を行い、元金に組み入れます ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算
7. 税金	・個人の利息には2.0%（国税1.5%、地方税0.5%）の税金がかかります（ただし、マル優を利用の場合は除きます） ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。 ・法人は総合課税となります。なお、平成28年1月1日以降、支払われる利息より地方税5%の特別徴収は行いません。
8. 手数料	—
9. 付加できる特約事項	・普通預金からの自動振替による受入ができます ・個人のはマル優の取扱ができます
10. 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合には、別表（スーパー定期 3年未満を参照）の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともに支払います
11. 金利情報の入手方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください
12. 苦情処理措置・紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または「お客さま相談室（8時45分～17時、電話：0120-160-088）」にお申し出ください。 紛争解決措置 群馬弁護士会（電話：027-234-9321）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記「お客さま相談室」または「関東地区しんきん相談所（9時～17時、電話：03-5524-5671）」、「全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）」にお申し出ください。なお、お客さまから、上記各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。
13. その他参考となる事項	・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって他の定期預金等と合算して元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります